

土 浦 市 建 設 工 事 特 記 仕 様 書

都市政策部都市整備課

(総則)

- 第1条 本特記仕様書は、
国補都整まち工第1号 川口ショッピングモール再構築工事その1 (ゾーン②改修工事)
に適用する。
- 2 本特記仕様書は、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書(以下、「共通仕様書」という。)を補完する。

(工期)

- 第2条 工期は、雨天や休日等を見込み、契約日の翌日より令和9年7月20日とする。
なお、休日等には日曜日、祝日、年末年始休暇、GW休暇を含んでいる。

(工事数量)

- 第3条 工事数量は、別紙「工事数量総括(内訳)表」のとおりとする。

(工程関係)

- 第4条 本工事の作業時間帯は、下表のとおりとすること。なお、作業時間帯の変更を要する場合には、速やかに監督員と協議すること。

工 種	作業時間帯	期 間
全工種	作業開始 9時 00分 作業終了 17時 00分	工事完成まで

(建設資材)

- 第5条 使用する材料について、共通仕様書に定める条件を満たすものが、県産材で確保できる場合には、その優先使用に努めること。なお、県産材とは、「茨城県内で生産されたもの、または加工し製品化されたもの」をいう。

(支給品)

- 第6条 歩行空間の舗装に使用するタイルについては、発注者からの支給品とする。
- 2 受注者は、支給品の受領、運搬、保管及び使用にあたっては、破損、汚損等が生じないように適切に管理するものとする。
- 3 支給品の数量、受領時期、受領方法その他必要な事項については、監督員と協議するものとする。

(工事支障物件等)

- 第7条 工事区間内に、他社が占有している地下管路等がある場合は、現場での施工に先立ち、資料調査や試掘等を行い、その位置を確認したうえ注意して施工すること。

(建設機械)

- 第8条 使用機械のうち、指定しているものについては、排出ガス対策型の基準値以上のものを使用すること。
- 2 排出ガス対策型機械の調達が困難な場合は、監督員と協議すること。なお、排出ガス対策型機械を使用しないこととなった場合、契約変更の対象となることがある。

(過積載の防止)

第9条 本工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし柢装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不正表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。また、これらの車両を工事現場に出入りさせないこと。
- (5) 過積載車両、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長するような行為をしないこと。
- (6) 取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為(過積載、さし柢装着車や不正表示車等の使用)を行っている場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (7) 下請契約の相手方や資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に対する配慮に欠ける者やダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

(地元地区、関係者との調整)

第10条 工事の施工にあたっては、地元地区、管理組合及び商店会等との調整を十分に行之、工事の円滑な施工及び周辺環境への影響の低減に努めるものとする。

- 2 受注者は、工事の施工に先立ち、施工箇所、施工期間、施工時間、施工内容、交通規制、通行経路その他工事の実施に伴い影響が生じる事項について、地元地区、管理組合及び商店会等に対し、説明会等を通じ必要な説明及び事前通知を行うものとする。
- 3 工事の日程及び施工方法等について、地元地区、管理組合及び商店会等から調整の申し入れ等があった場合は、可能な限りこれに配慮し、必要に応じて監督員と協議のうえ対応するものとする。
- 4 工事の施工にあたっては、地元地区、管理組合、商店会等との間に紛争等が生じないよう十分に配慮するとともに、苦情その他の問題が発生した場合は、速やかに監督員へ報告し、その対応について協議するものとする。

(交通誘導員の配置)

第11条 工事の施工にあたっては、交通誘導員を配置し、一般交通等に支障のないよう十分注意して施工すること。なお、交通誘導員は警備業者の交通誘導業務に従事する警備員とすること。

(イベント開催時の安全管理)

第12条 工事期間中に施工区域及びその周辺においてイベント等が開催される場合は、受注者は、監督員と協議のうえ、原則として工事を休止するものとする。

- 2 イベント開催時は、工事用資機材、仮設物等の整理及び撤去、施工区域への立入防止その他必要な安全対策を講じ、一般来場者等が工事区域内に立ち入ることのないよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 イベント開催に伴う工事の休止及び再開の時期、方法その他必要な事項については、監督員と協議するものとする。

(建設副産物実態調査)

第13条 建設副産物実態調査(センサス)の対象となる建設副産物の品目については、

「建設副産物情報交換システム「COBRIS」(コブリス)」によりデータを登録すること。登録後、紙媒体で1部提出すること。なお、オンラインでのデータ登録による調査票は、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書第1編第1章総則1-1-1-18建設副産物第7項に基づく再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の提出に代わるものとする。

(建設リサイクル法に係る積算条件明示)

第14条 本工事は建設リサイクル法の対象工事である。本工事における分別解体・再資源化等については、下記の積算条件を設定している。なお、この条件は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであり、確認した内容が別の方法となった場合でも、契約変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情や、請負者の責によるものでない事項により、予定した条件によりがたい場合には、監督員と協議するものとする。

(1) 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (※1)
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※1 該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 再資源化をする施設の名称及び所在地(※2)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
アスファルトコンクリート塊	前田道路(株)土浦合材センター	土浦市上坂田1421
コンクリート塊	日本道路(株)茨城合材センター	土浦市小高772-8
タイル、レンガ、人工石	(株)フロムダブリュー	かすみがうら市加茂 4531-16
木材、木根等		
塩ビ管等		

※2 積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

(再資源化等報告書)

第15条 分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、監督員の指示する様式を作成し、監督員に報告すること。

(再生資源利用(促進)計画書の掲示等)

第16条 再生資源利用(促進)計画書(以下、計画書)は、建設副産物情報交換システム(COBRIS(コブリス))へ入力し作成するものとし、工事現場の見やすい場所に掲示すること。

2 計画及び、実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

(水景施設撤去材の再利用)

第17条 水景施設の撤去等に伴い発生する石貼材及び自然石については、蛇籠の中詰材として再利用するものとする。

2 再利用する石貼材及び自然石の使用方法、規格、寸法、形状その他必要な事項については、施工に先立ち監督員と協議し、その指示に従うものとする。

(境界杭等の管理)

第18条 本工事の施工にあたり、境界杭等については次のとおり注意すること。

(1) 工事箇所にある境界杭及び測量基準点については、事前に必ず確認し、その位置を記録しておくこと。

(2) 境界杭については、可能な限り保全をし、工事の影響で紛失や破損しないよう十分注意すること。

(3) 破損や紛失により境界杭を設置する際は、必ず測量士の資格を有する者が行うこと。

(3) 境界杭の規格や設置方法については、監督員の指示に従うこと。

(隣接工事との調整)

第19条 工事区域に隣接するサービスコアについては、別途建築改修工事を予定していることから、受注者は、当該工事の受注者と相互に連絡調整を行い、施工に支障が生じないよう協力するものとする。

2 施工時期、施工範囲、資材及び機械の搬入、仮設施設、作業動線その他施工上必要な事項については、相互に調整を行い、安全かつ円滑な施工に努めるものとする。

3 前各項に係る調整については、必要に応じて監督員と協議するものとする。

(植栽工事)

第20条 植栽工事については、工事完了(目的物引き渡し)後1年間を保証期間とし、植栽木の活着及び生育について保証するものとする。

2 受注者は、保証期間内に枯損等が確認された場合は、監督員と協議のうえ、当該植栽木を同等品以上のものに植え替える等、必要な措置を講ずるものとする。

3 植替え等に要する費用は、受注者の負担とする。

(電子納品の対象工事)

第21条 本工事は電子納品の対象工事であり、下記の内容を実施すること。

(1) 工事写真を電子媒体等で納品すること。また、完成図については、受発注者間で協議し、電子納品することとなった場合には、CADデータ等を電子媒体で納品すること。

(2) 電子納品の対象となる成果品の作成については、「茨城県電子納品ガイドライン」に基づくこと。特に、工事写真、CAD図面の作成にあたっては、それぞれ「デジタル写真管理情報基準(案)」、「CAD製図基準(案)」に基づくこと。

(3) 電子納品対象成果品の提出部数については、電子媒体(CD-R)2部及び紙媒体1部とする。

(4) 受注者は、電子納品に必要なソフト環境の整備を行うこと。

(5) その他、電子納品に関する詳細な取り扱い等については、受発注者協議のうえ、発注者の指示に従うこととする。

(情報共有システム対象工事)

第22条

- (1) この工事は、土浦市が発注する建設工事における情報共有システム試行要領(土木工事編)(以下、「試行要領」とする。)第3条に基づき、受注者希望による情報共有システムの対象工事である。
- (2) 実施にあたっては「試行要領」に基づくものとする。
- (3) 活用する情報共有システムは、茨城県の「茨城県土木部情報共有システム要件書」を満たすシステムから受発注者協議により決定する。
- (4) 情報共有システムで対象とする工事帳票は、「試行要領」の別表第1 情報共有システム試行対象書類一覧表(土木工事)を基本に、受発注者協議により決定するものとする。

(コリンズ(CORINS)への登録)

第23条 本工事は、コリンズの登録対象工事であるので、工事实績情報サービス(CORINS)への登録を行うこと。また、登録内容確認書を監督員に提出すること。

(創意工夫等に関する実施状況)

- 第24条 受注者は、本工事において実施した「高度技術」及び自主的に実施した「創意工夫」、「社会性」に関する状況を提出できるものとする。
- 2 発注者は、受注者からの提出のあった創意工夫等に関する実施状況の内容を検討し、評価すべき内容であれば、工事成績評定にてこれを考慮する。

(工事記録及び広報活動への協力)

- 第25条 工事の施工状況について、発注者が行う広報活動に活用するため、受注者は、施工上可能な範囲で、写真、映像等による施工状況の記録及び提供に協力するものとする。
- 2 施工状況の記録については、工事の進捗状況等が効果的に把握できるよう、定点撮影、空撮その他の撮影技術の活用について、監督員と協議するものとする。
 - 3 撮影の実施時期、撮影箇所、撮影方法及び撮影内容については、監督員と協議するものとする。
 - 4 撮影にあたっては、第三者の肖像、個人情報等に十分配慮するとともに、関係法令を遵守し、安全を確保して実施するものとする

(労働安全衛生法等の遵守)

- 第26条 受注者は、共通仕様書1-1-1-34に基づき、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、特に次の事項に留意すること。
- (1) 受注者は、高所作業における作業床、囲い、二段手すり、幅木、防網の設置、作業員の安全帯の使用、悪天候時の作業禁止、照度の保持、踏み抜きの防止、不用のたて杭等における危険の防止、昇降設備の設置、墜落危険箇所の立入禁止等により、墜落・転落災害の防止措置を講じること。
 - (2) 受注者は、建設機械による作業に先立ち、当該建設機械の転落、地山の崩壊等による作業員の危険を防止するため、地形や地質の状況等を調査し、作業計画を定めてから作業を行うこと。また、作業中は、機械の制限速度、転落・接触等の防止、誘導者の合図、運転者が運転位置から離れるときの措置、機械の移送、搭乗・使用の制限、修理等について、関係法令を遵守すること。
 - (3) 受注者は、地山の掘削作業に先立ち、地山の崩壊や埋設物の損壊等により危険を及ぼ

すおそのあるときは、作業箇所及び周辺の地山について調査し、掘削の時期及び順序を定めて作業を行うこと。また、土砂崩壊災害の防止等のため、手掘り掘削における掘削面の勾配や土止め支保工、防護網の設置、作業員の立入禁止、埋設物等による危険の防止、掘削機械等の使用制限、誘導者の配置、保護帽の着用、照度の保持等について、関係法令を遵守すること。

- (4) 受注者は、建設機械の操作や玉掛け作業を、法令で定める免許を有する者、または技能講習や特別教育修了者に行わせること。
 - (5) 受注者は、掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を終了した者のうちから、地山の掘削作業主任者を選任しなければならない。
 - (6) 受注者は、土止め支保工の切り梁、腹起こしの取り付け、取り外し作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、土止め支保工作業主任者を選任しなければならない。
- 2 受注者は、監督員より作業員の免許等の提示を求められたときは、協力すること。

(法定外の労災保険の付保)

第27条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(掛金収納及び掛金充当報告)

第28条 受注者は、請負契約締結後30日以内（電子申請方式は40日以内）に「掛金収納書提出用台紙（様式第033号）」（電子申請方式は「掛金収納書（電子申請方式）」を記載例をもとに作成し、発注者あて提出するものとする。

- 2 受注者は、工事の完成時には、「建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（様式第031号）」を記載例をもとに作成し、発注者あて提出するものとする。

(舗装版の切断時に発生する排水の適正な処理)

第29条 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

(設計変更等)

第30条 設計変更等については、契約書第18条から第25条、土木工事にあっては共通仕様書に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン[土浦市]:令和8年3月改訂」によることとする。

(低入札価格調査制度の対象工事)

第31条 本工事は、低入札価格調査制度の適用対象工事である。

- 1 低入札価格調査制度の調査対象者となった場合には、入札した価格で契約内容が履行可能であることを、発注者に対して合理的に説明しなければならない。なお、合理的な説明がない場合には、履行不能と判断し、失格とする。
- 2 低入札価格調査制度の調査対象者は、発注者の求めに応じ、低入札価格調査に係る資料を作成し、提出しなければならない。
- 3 低入札価格調査制度の調査対象者は、発注者から低入札価格調査に係るヒアリングを求められた場合には、これに応じなければならない。
- 4 低入札価格調査の結果、落札することとなった者は、確実な業務履行、調査内容に整合した工事の施工を確約する確約書を、発注者に対し、契約時に提出しなければならない。
- 5 低入札価格調査を経て契約した受注者は、調査内容と実際の施工との整合性を発注者が確認する際に、これに協力しなければならない。なお、調査時に提出した下請予定者と実際の下受注者が異なる場合には、発注者の指示する様式により理由書を提出しなければならない。
- 6 低入札価格調査を経て契約した受注者は、施工体制台帳、下受注者通知書、施工計画書の提出に際し、発注者から、その内容の詳細についてヒアリングを求められた場合には、これに応じなければならない。
- 7 低入札価格調査を経て契約した受注者は、監督員が監督業務を行う際、主任技術者または監理技術者を立ち合わせなければならない。なお、低入札価格調査を経て契約となった工事については、発注者による重点的な監督業務や厳格な検査が実施されることから、同種同規模程度の工事に比べ、監督や検査の頻度が増える等の措置が行われることとなる。
- 8 低入札価格調査を経て契約した受注者が第6項、第7項に基づく確認作業に協力しない場合や、確認の際に虚偽の説明をした場合、または低入札価格調査時の説明内容と実施状況が大きく乖離している場合等には、契約違反等として指名停止等の措置を行うことがある。

(疑義)

第32条 本工事の施工及び設計図書等に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。